作成日：　2001 年 9 月 6 日
改訂日(V.9)：2016 年 4 月 1 日

# 製品安全データシート

## １．製品及び会社情報

製品名：　**フジトップ粒剤**

会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全部
TEL. 03-6361-1426,　FAX. 03-6361-1451
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　03-6361-1426（環境安全部）
(休日、夜間)　04-2929-8961（ＡＬＳＯＫ）

用途及び使用上の制限：農薬(殺菌剤)、農薬登録以外の使用は不可
ＭＳＤＳ番号：　５２８－８０(Ｍ０１－５１)

## ２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

| | | |
|---|---|---|
| 物理化学的危険性 | 自然発火性固体 | 区分外 |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口) | 区分外 |
| | 急性毒性(経皮) | 区分外 |
| | 急性毒性(吸入：粉塵、ミスト) | 区分外 |
| | 皮膚腐食性･刺激性 | 区分外 |
| | 発がん性 | 区分１ |
| | 特定標的臓器毒性(単回暴露) | 区分１(呼吸器系) |
| | 特定標的臓器毒性(反復暴露) | 区分１(呼吸器系、腎臓) |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性(急性) | 区分３ |

上記で記載がない危険有害性は､分類対象外か分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語　危険

危険有害性情報
- 発がんの恐れ
- 臓器(呼吸器系)の障害
- 長期にわたるまたは反復暴露による臓器(呼吸器系、腎臓)の障害
- 水生生物に有害

注意書き

【予防策】
- ■ 使用前に取扱い説明書を入手すること。
- ■ 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ■ 指定された個人用保護具を使用すること。
- ■ 粉塵、ガスを吸入しないこと。
- ■ 取扱いの際には飲食または喫煙をしないこと。
- ■ 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ■ 必要な時以外は環境への放出を避けること。

【対応】
■ 暴露またはその懸念がある場合、医師の診断を受けること。
■ 気分が悪いときは医師の診断を受けること。
【保管】
■ 容器を密閉して、涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
【廃棄】
■ 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

その他の危険有害性：特に無し。

## ３．組成，成分情報

単一製品･混合物の区分：混合物
有効成分化学名(一般名)：
1) ｼﾞｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙ－1,3－ｼﾞﾁｵﾗﾝ－2－ｲﾘﾃﾞﾝ－ﾏﾛﾈｰﾄ　（一般名 イソプロチオラン）
2) 1,2,5,6－ﾃﾄﾗﾋﾄﾞﾛﾋﾟﾛ〔3,2,1－ij〕ｷﾉﾘﾝ－4－ｵﾝ　（一般名 ピロキロン）

成分及び含有量：

| 成　分 | 含有量 | CAS No. | 安衛法 No. | 化審法 No. |
|---|---|---|---|---|
| イソプロチオラン | 8.0% | 50512-35-1 | 8-(6)-21 | ― |
| | | 安衛法通知対象物(2016 年 6 月 1 日から安衛法表示･通知対象物)、化管法第一種指定化学物質 | | |
| ピロキロン | 2.0% | 57369-32-1 | ― | ― |
| <その他> | | | | |
| シリカ(結晶質) | 29.3% | ― | 既存物質 | (1)-548 |
| | | 安衛法通知対象物(2016 年 6 月 1 日から安衛法表示･通知対象物) | | |
| 非イオン系界面活性剤 | 0.5% | ― | ― | ― |
| 陰イオン系界面活性剤 | 0.21% | ― | ― | ― |
| アルコール類 | 0.004% | ― | ― | ― |
| 鉱物質微粉、結合剤等 | 残 | ― | ― | ― |

## ４．応急措置

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹸でよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

吸入した場合：　被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移す。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗い、カップ１～２杯の水を与える。医師の診断を受ける。意識の無い時には口から何も与えてはならない。

## ５．火災時の措置

消火時の注意：　消火活動には適切な保護具を着用する。燃焼または高温により発生するガス、煙、ミストを吸い込まないように注意する。消火水が下水や河川に流れ込まないよう適切な処置をとる。

消火剤：　水、霧状水、粉末、泡沫、炭酸ガス

使ってはならない消火剤：情報無し。

## ６．漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護メガネ、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、粉塵を吸い込まないようにする。漏出物が飛散しない様に集め、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

## ７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：　局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、粉塵を吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。かぶれやすい体質の人は、取扱いに充分注意する。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管：　換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かないところに施錠して保管する。

## ８．暴露防止及び保護措置

設備対策：　局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人保護具：　状況に応じた適切な保護具を着用する。
保護マスク、保護メガネ、保護衣(長袖・長ズボン)、ゴム手袋
作業時に使用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

## ９．物理的及び化学的性質

外観、臭気：　淡褐色細粒、特異臭あり。
比重：　0.96
pH：　7.9(1%水懸濁液)
引火点：　データ無し。
自然発火性：　常温で空気と接触しても自然発火しない。

## １０．安定性及び反応性

安定性：　通常の条件下では安定。
危険な反応：　知られていない。
有害な分解物：　燃焼すると有害なガス(CO、SOx、NOx 等)が発生する可能性がある。

## １１．有害性情報

急性経口毒性：　ラット $LD_{50}$ 値(mg/kg)　♂,♀ >5000
急性経皮毒性：　ラット $LD_{50}$ 値(mg/kg)　♂,♀ >5000
急性吸入毒性：　濃度限界値の 1%以上含有され、毒性情報のある成分は、区分外に分類されるピロキロン原体のみであることから、区分外とした。毒性未知成分は 98%。
生殖毒性：　区分２に分類される非イオン系界面活性剤を 0.1%以上含有するが、濃度限界値の 3.0%未満であるため分類できない。毒性未知成分量は 89%。
発がん性：　区分１Ａに分類される結晶質シリカを 29.3%含有し、濃度限界値以上であることから区分１とした。毒性未知成分量は 62.2%。
特定標的臓器毒性(単回暴露)
区分１(呼吸器系)に分類される結晶質シリカを 29.3%含有し、濃度限界値以上であることから区分１(呼吸器系)とした。毒性未知成分量は 70.7%。

特定標的臓器毒性(反復暴露)

区分１(呼吸器系、腎臓)に分類される結晶質シリカを 29.3%含有し、濃度限界値以上であることから区分１(呼吸器系、腎臓)とした。毒性未知成分量は 70.2%。

刺激性、感作性については、本剤の試験データは無いので、以下にイソプロチオラン 12%粒剤(フジワン粒剤)とピロキロン 10%粒剤のデータを示す。

| | イソプロチオラン 12%粒剤 | ピロキロン 10%粒剤 |
|---|---|---|
| 皮膚刺激性(ウサギ) | 刺激性無し | 刺激性無し |
| 眼刺激性(ウサギ) | 軽微 | 軽度刺激性あり |
| 皮膚感作性(ﾓﾙﾓｯﾄ) | 陽性 | 陰性 |

## １２．環境影響情報

水生環境有害性(急性)：区分３

| | | |
|---|---|---|
| コイ | $LC_{50}$ 値/96hr(mg/L) | 152 |
| オオミジンコ | $EC_{50}$ 値/48hr(mg/L) | 152 |
| 緑藻 | $EbC_{50}$ 値/0-72h(mg/L) | 2.71 |
| | $ErC_{50}$ 値/24-48hr(mg/L) | 54.7 |
| | $ErC_{50}$ 値/24-72hr(mg/L) | 51.3 |

## １３．廃棄上の注意

法､条例等に従って安全に処理する｡または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、適切に処理する。

## １４．輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

## １５．適用法令

農薬取締法

毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物に該当せず。

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

| 表示対象物 | 2016.5.31 まで<br>(改正法施行前) | 2016.6.1 から<br>(改正法施行後) |
|---|---|---|
| イソプロチオラン | ― | 政令番号 263<br>(対象となる範囲 1%以上) |
| シリカ | ― | 政令番号 312<br>(対象となる範囲 0.1%以上) |

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)：イソプロチオラン(政令番号 263)、シリカ(政令番号 312)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：イソプロチオラン(第一種･政令番号 191)

## １６．その他の情報

参考文献：JIS Z 7252: 2009, ＧＨＳに基づく化学物質等の分類方法

本データシートの記載内容は、この製品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。